

テーマ13 株式会社会計

重要度 ★★★

我が国には、大小含めて150万社を超える株式会社が存在していると言われています。
税理士試験の簿記論や財務諸表論の本試験でも、株式会社を前提として出題がされます。

今回の学習では、株式会社を理解するために、まずは株式会社という組織のあらまし、会社の機関や会社の設立に関する簡単な手順などを紹介します。その後、株式会社特有の取引である、「株式発行」「法人税等」「株式会社の決算振替」「剰余金の配当」などの会計処理について学習を行います。常に、株式会社の特徴や個人企業との相違点を意識しながら学習を進めてください。

なお、株式会社に関する決まりごとは、**会社法**という法律に規定されています。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
13-1	株式会社	入門Ⅱ第1回
13-2	株式会社の純資産	入門Ⅱ第1回
13-3	株式発行	入門Ⅱ第1回
13-4	法人税等	入門Ⅱ第1回
13-5	株式会社の決算振替	入門Ⅱ第1回
13-6	剰余金の配当	入門Ⅱ第1回

13- 1 株式会社

1 株式会社のはじまり

株式会社のはじまりを簡単に示すと、「儲かりそうな事業があるのですが、その事業を行うための資金がないので、資金を提供（出資）してくれませんか。儲かったなら、分け前（配当）をあげますよ。」というものでした。

2 株主

株式会社の所有者は、株式会社に対して資金を提供している出資者です。この株式会社の所有権を均等に分割した権利の1つずつを「株式」といいます。また、株式の持ち主を「株主」といいます。

株主は、株式会社に対して一定の権利（配当請求権や議決権）を得ることになりますが、義務については、出資した金額までしか負いません。すなわち、株主は株式会社の所有者でありながら、株式会社が倒産した場合には、出資金こそ戻ってこないものの、それ以上の責任を取る必要はないということになります。これを「株主の有限責任」といいます。

また、株主自身の利益に重大な影響を与えるような事柄については、会社の最高機関である「株主総会」で決議します。

3 取締役

株主は、会社の経営については、専門知識を有する経営のプロに委任します。この株式会社の経営に関する責任者を「取締役」といい、取締役の代表者を「代表取締役」といいます。

また、取締役は「取締役会」という会議を行い、会社の経営を決定します。

4 所有と経営の分離

2と3で示したとおり、株主はあくまで所有者であり、会社の経営を行うことはありません。経営については、株主から委任を受けた取締役が行います。つまり、株主は会社の経営を取締役に任せて会社の経営に直接的に関与することなく、株主総会において議決権を行使することで、会社の基本的事項の決定を行っていくこととなります。このように会社の所有者と経営者が異なることを「所有と経営の分離」といい、株式会社と個人企業の大きな違いとなっています。

5 株式会社の設立

株式会社の設立にあたっては、会社の実体を形成するために、定款（株式会社の基本規則を定めたもの）、出資者、会社の機関（株主総会と取締役会のこと）を備えた上で、設立登記（法務局に備える登記簿に記載すること）を行う必要があります。この一連の設立の手続きの中で簿記と関連があるものとして、株式会社が設立に際して発行する株式の総数とその発行する株式と引き換えに払込まれる金銭の額があります。

また、株式会社では自由に事業年度を設定することができます。我が国では4月1日から3月31日までを事業年度としている株式会社が多いことから、入門Ⅱの前提として、設例の事業年度をすべて4月1日から3月31日とします。

➡トレーニング 問題1-1

13- 2 株式会社の純資産

1 株式会社の純資産

簿記入門Ⅰで学習したとおり、純資産とは資産と負債の差額、つまり正味の財産のことをいいます。

個人企業の純資産は、資本金だけでした。しかし、株式会社の場合には、純資産をその性質に応じて分類して表示することになります。

株式会社の純資産は、まず「株主資本」「評価・換算差額等」「新株予約権」の3つに区別されます。簿記入門Ⅱではこのうち最も重要な「株主資本」について学習を行います。

資 産	負 債
純 資 産	株 主 資 本
	資 本 金
	資 本 剰 余 金
	利 益 剰 余 金
	評 価 ・ 換 算 差 額 等
	新 株 予 約 権

資 本 金	資 本 金	資 本 金	もとで
剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 準 備 金	
	利 益 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	もつて
		そ の 他 利 益 剰 余 金	



留意点 株式会社の純資産の学習方法について

この論点は、いまの学習進度で全て理解することはできません。今後、様々な会計処理を学習し、再度このページを開くことによって、はじめて記述されている説明文からその本質が理解できるものになります。したがって、まずは全体像をつかむことを心がけましょう。

2 株主資本

株主資本は、まず資本金と剰余金に分類されます。

(1) 資本金（テーマ13-3で学習します。）

資本金とは、会社財産を確保するための基準となる一定の額をいいます。株式会社では、会社財産のほかに財産的基礎となるものがないため、会社財産を確保するために資本金が定められています。なお、その額については規制されていません。

(2) 剰余金

剰余金とは、株主資本のうち資本金以外の額をいいます。

3 剰余金

剰余金は、資本剰余金と利益剰余金に分類されます。

(1) 資本剰余金

資本剰余金とは、剰余金のうち払込資本からなる額をいいます。つまり、株主から払い込まれた金額のうち、資本金とはならない額が資本剰余金となります。

(2) 利益剰余金

利益剰余金とは、剰余金のうち留保利益からなる額をいいます。

4 資本剰余金

資本剰余金は、資本準備金とその他資本剰余金に分類されます。

(1) 資本準備金（テーマ13-3で学習します。）

資本準備金とは、資本剰余金のうち会社法規定により積立を要する準備金をいいます。

(2) その他資本剰余金（簿記入門では学習しません。）

その他資本剰余金とは、資本剰余金のうち資本準備金以外の額をいいます。

5 利益剰余金

利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金に分類されます。

(1) 利益準備金（テーマ13-6で学習します。）

利益準備金とは、利益剰余金のうち会社法規定により積立を要する準備金をいいます。

(2) その他利益剰余金（テーマ13-5で学習します。）

その他利益剰余金とは、利益剰余金のうち利益準備金以外の額をいいます。その他利益剰余金には、任意積立金と繰越利益剰余金があります。

➡トレーニング 問題1-2

13- 3 株式発行

1 株式発行

株式会社の設立に際して、株式と引き換えに金銭が払込まれた場合には、原則として払込金額の総額を資本金として処理します。ただし、払込金額の2分の1を超えない額については、資本準備金として処理することもできます。

なお、株式会社の設立後、取締役会等の決議によって、株式を発行して資本金を増やすこともできます。これを「増資」（または「新株の発行」）といいます。増資時の処理については、設立時と同様になります。

また、上記の内容を整理すると、株式発行時の資本金の計算方法は次のようになります。

原則：払込金額の全額

例外：払込金額の $\frac{1}{2}$ 以上

2 会計処理

(1) 原則

(借) 現金	預金	×××	(貸) 資本金	×××
--------	----	-----	---------	-----

(2) 例外

(借) 現金	預金	×××	(貸) 資本金	×××
			資本準備金	×××

設 例

4月1日 A社は、会社設立にあたり株式100株を1株あたり600千円で発行し、60,000千円の払い込みを受けた。

解 説 (単位：千円)

(1) 原則

4/1	現金預金	60,000	資本金	※ 60,000
-----	------	--------	-----	----------

※ @600×100株=60,000

資 本 金	
	4/1 現金預金60,000

(2) 例外（資本金組入額を、会社法に規定する最低額とした場合）

4/1	現金預金	60,000	資本金	※1 30,000
			資本準備金	※2 30,000

※1 @600× $\frac{1}{2}$ ×100株=30,000

※2 差額

資 本 金	
	4/1 現金預金30,000

資 本 準 備 金	
	4/1 現金預金30,000

➡トレーニング 問題1-3～1-4

13- 4 法人税等

1 法人税等

株式会社の場合には法人税・住民税・事業税が課されます。これらの税額については、**法人税等勘定**で処理を行います。

法人税等とは、法人税、住民税及び事業税の総称です。法人税等は、決算によって確定した会社の利益などに基づいて算定し、決算日の翌日から起算して2か月以内に確定申告を行って納付しなければなりません。

なお、会社は通常、期央（事業年度が4月1日から3月31日であれば9月30日）の翌日から起算して2か月以内に中間申告・納付を行うため、確定申告により納付すべき法人税等は、年税額から中間納付額を差し引いた額となります。



2 会計処理

法人税等の会計処理方法には、一勘定制と二勘定制の2つの方法がありますが、簿記入門Ⅱでは、そのうち**一勘定制**について学習を行います。

(1) 中間申告・納付時

(借) 法人税等	×××	(貸) 現金 預金	×××
----------	-----	-----------	-----

(2) 決算時

(借) 法人税等	×××	(貸) 未払法人税等※	×××
----------	-----	-------------	-----

※ 法人税等の年税額－中間納付額＝確定納付額

(3) 確定申告・納付時

(借) 未払法人税等	×××	(貸) 現金 預金	×××
------------	-----	-----------	-----

設 例

- (1) 11月30日 A社は、法人税等の中間納付額3,400千円を納付した。
- (2) 3月31日 A社は、決算において法人税等の年税額8,000千円を算定し、この金額から中間納付額3,400千円を控除した確定納付額を未払分として計上した。
- (3) 5月31日 A社は、法人税等の確定納付額4,600千円を納付した。

解 説 (単位：千円)

(1) 中間納付時

11/30	法 人 税 等	3,400	現 金 預 金	3,400
-------	---------	-------	---------	-------

(2) 決算時

① 決算整理前試算表

決 算 整 理 前 試 算 表

中間納付額 ⇨ 法 人 税 等 3,400

② 決算整理

3/31	法 人 税 等	4,600	未 払 法 人 税 等	4,600
------	---------	-------	-------------	-------

③ 決算整理後試算表

決 算 整 理 後 試 算 表

年税額 ⇨ 法 人 税 等 8,000 未 払 法 人 税 等 4,600 ⇐ 確定納付額

④ 決算振替

3/31	損 益	8,000	法 人 税 等	8,000
------	-----	-------	---------	-------

法 人 税 等			
11/30	現金預金	3,400	3/31 損 益 8,000
3/31	未払法人税等	4,600	
		8,000	8,000

(3) 確定納付時（翌期）

5/31	未 払 法 人 税 等	4,600	現 金 預 金	4,600
------	-------------	-------	---------	-------

13- 5 株式会社の決算振替

1 決算振替

簿記入門Ⅰで学習したとおり、決算振替とは決算整理によって決定された収益と費用の金額から当期純利益を計算して、期末の純資産の金額を決定する手続のことをいいます。

決算振替には、「収益と費用の損益勘定への振替」と「当期純利益の振替」がありましたが、個人企業と株式会社で異なる、「**当期純利益の振替**」をここでは学習します。

2 株式会社の当期純利益の振替

個人企業の場合には、決算振替時に損益勘定で当期純利益が算定されると、店主の持分を示す資本金勘定に当期純利益を振替えて加算しました。これは、個人企業で獲得した利益は店主のものであり自由に処分できるからです。

これに対して、株式会社の所有者は株主であり、株主の承認なしに獲得した利益（剰余金）を処分することはできません。そこで、損益勘定において当期純利益が算定されると、決算振替時にその金額を繰越利益剰余金勘定に振り替えます。そして、株主総会でその繰越利益剰余金について、配当等の処分の承認を受けることになります。

(借) 損	益	×××	(貸) 繰越利益剰余金	×××
-------	---	-----	-------------	-----

設 例

3月31日 A社は、決算において当期純利益22,500千円を算定した。



解 説 (単位：千円)

3/31	損	益	22,500	繰越利益剰余金	22,500
------	---	---	--------	---------	--------

			損	益	
繰越利益剰余金			3/31 □□□ △△	3/31 □□□ ××	
3/31 次期繰越 22,500	3/31 損 益22,500	←	〃 繰越利益剰余金 22,500		
			〇〇	〇〇	

🔄 トレーニング 問題 1-7~1-8

<メ モ>

13- 6 剰余金の配当

1 剰余金の配当

株式会社はいつでも株主総会の決議により、その獲得した利益である剰余金の配当を行うことができます。

株主総会で配当の支払が決議されるまでの手続きは、まず取締役会において株主総会で決議される配当金等に関する原案を作成し、それが株主総会の決議により承認されることにより配当の支払が決定する、という流れになります。

また、株式会社が剰余金の配当を行うということは、資金（現金）が社外に流出することを意味します。そこで、過度な資金流出を防ぎ会社の財政的基礎を強固にする目的で、剰余金の配当を行う場合には、一定の額を準備金勘定に積み立てなければなりません。

2 会計処理

(借) 繰越利益剰余金	×××	(貸) 現金預金	×××
(借) 繰越利益剰余金	×××	(貸) 利益準備金	×××

設 例

6月25日 A社は、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）の配当2,500千円及びそれに伴う利益準備金の積立250千円を行った。



解 説（単位：千円）

6/25	繰越利益剰余金	2,500	現金預金	2,500
"	繰越利益剰余金	250	利益準備金	250

繰越利益剰余金

6/25 現金預金	2,500	4/1 前期繰越	××
" 利益準備金	250		